

株式会社 MAI コンサルティング

有料職業紹介事業許可番号(23-ユ-303070)

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 により、以下項目を明示します。

●手数料に関する事項

- ・求職者から徴収する手数料等については下記手数料表(消費税を除く)のとおりです。
- ・求人者から徴収する手数料等については下記手数料表(消費税を除く)のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	1,000 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス(期間の定めがない場合)	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1 年 間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35 % (または 600,000 円) のどちらか高いほう。手数料負担者は求人者 とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス(期間の定めがある場合)	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1 年 間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35 % (または 600,000 円) のどちらか高いほう。手数料負担者は求人者 とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1 年 間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35 % (または 600,000 円) のどちらか高いほう。手数料負担者は求人者 とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。